

名古屋都市センター
平成31年度 まちづくり活動助成
スタートアップ部門<応募の手引き>



～ みんなのまちづくりに助成します ～

私たちのまちを魅力的で快適なまちにするために、「まちづくり活動助成」はみんなの主体的なまちづくりを応援します。一人ひとりのまちづくりへの思いと熱意がかたちになって、住みやすく暮らしやすいまちになることを助成の目的としています。まちを、みなさん自身で良くするために、「まちづくり活動」をスタートアップ（活動開始）してみませんか。

スタートアップ部門

助成金額 初めての助成：5万円以内
2回目以降：10万円以内

■スタートアップ部門 助成の内容

これから「まちづくり活動」を始めるグループや活動初期の団体が、活動を実践し続けていくなかで「まちづくり」に必要な知識を学んでいただき、仲間を増やしながら地域に根差した活動を行う「地域のまちづくり団体」になることを期待して助成します。

助成回数	・1団体につき3回まで（連続、不連続に関わらず）
助成金額 及び 申請条件	<p>・初めての助成:5万円以内 申請条件：設立後3年以内の団体</p> <p>・2回目、3回目:10万円以内 共通の条件：1回目の助成を受けた翌年度から3年度以内。 2回目：都市センター主催の「まちづくり講座」の受講生を含んでください。 3回目：活動についてのアドバイスを専門家から受けるなどし、まちづくりを行う団体としての「規約又は会則」の定めが必要です。</p>

■応募できるまちづくり活動

○地域の住みよい環境づくりにつながる次のような「まちづくり活動」が対象です

- ・まちづくり活動を行うための、仲間作りや活動の勉強会等の開催
- ・地域のコミュニティの形成を目指すための活動
- ・住宅の軒先や道路沿いを緑や花でいっぱいにし、まちを美しくする活動
- ・地域の防災・減災を進めるための活動
- ・子どもや高齢者、障がいのある方の目線で考え方共にする活動

※上記は活動の一例です。これ以外にも、まちを良くする活動のご応募をお待ちしています。

■応募できる団体

次に掲げるすべての条件に該当する「地域のまちづくり活動団体」とします。

- (1) 活動初期（3年以内）のまちづくり団体または、これから活動を始めるグループ
(自治会等の地域組織の場合は、新たなまちづくり活動に取り組む派生団体に限る)
- (2) 市内在住または在勤、在学者3人以上で構成されていること
- (3) 代表者が20歳以上であること

※団体の法人化、団体の合併などによる名称の変更、代表者や、構成メンバーが重複する場合の、新規団体については、実質的に同一の団体と判断し、応募できる団体の対象外とします。

■助成の対象となる経費について

費目	助成の対象となる経費の例
消耗品費	・活動の実施のために必要な消耗品の購入費用（用紙、ペン、インクリボン等）
物品費	・団体が行う「活動」に必要な物品の購入（※1品5千円未満で換金性のないもの） ※ただし、5千円以上の物品でも提案の活動に必要な場合はご相談ください。 申請書に記載があり、事務局が申請を受理し、選考委員により提案の活動が選考された場合は対象経費として認めます。
資料費	・参考図書等の活動に必要な資料の購入費
賃借費	・プロジェクト等の機材レンタル費 ・講演、勉強会などを開催する会場費 ※都市センター11階ホールを、活動期間中1回限り無料で使用できます。（要事前予約先着順）
印刷費 広告費	・活動の募集チラシ等の印刷費、広告掲載費等 ・活動の成果をまとめた資料の印刷費、作成費
謝金	・講演、勉強会などの外部講師への謝礼
交通費	・活動に伴った講師等の交通費（ガソリン代は除く） ※ただし、上限は助成額の10%以内とする（上限5千円以内）
通信費	・切手、はがき、宅配便代等のチラシ等の送付にかかった実費（インターネット通信費は除く）
その他の経費	・活動等に伴う保険料 ・申請時点で、事務局が申請を受理し、選考委員により認められたもの

※イベント開催の団体スタッフへの日当などの謝金、交通費、飲食費、個人が所有する物品や場所等の貸借費、提案の活動に使用したかどうか区別がつかない経費、領収書で確認ができない経費等は対象外です。
その他、活動の経費については、申請時に事務局までご相談ください。

■応募できない活動

- (1) 活動の地域が、名古屋市外で行う活動を含むもの
- (2) 特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益をうける活動
- (3) 営利を目的とする活動
- (4) 宗教、政治または選挙、公序良俗に反する活動を目的とする活動

■応募できない団体

- (1) 申請年度内に国、県、市、その他外郭団体等による助成金・補助金を受ける団体
- (2) 過去に、都市センターの「地域“魅力”アップ」部門で助成を受けたことのある団体
- (3) 過去に、名古屋市の「地域まちづくり活動助成」を受けたことのある団体
- (4) 名古屋市の「地域まちづくり推進制度」の登録団体
- (5) 行政及び企業、法令遵守に問題の認められた団体

■応募から助成金交付までの流れ

1. 事前の相談

- ・助成内容や提案できる活動、申請書の書き方など、応募期間中、相談を随時受付けています。
- ・円滑な申請のため、できるだけ事前相談に来ていただくことをお勧めします。

※窓口での相談は、必ず事前に日時をご予約ください。（電話：052-678-2214）

2. 提出書類及び応募締切

次の書類を、窓口に持参ください（メール、郵送不可）

(1) 「まちづくり活動助成申請書」(第1号様式)

(2) 「まちづくり活動計画書」(第2号様式)

(3) 「団体の規約又は会則等」(規約がある方は添付してください。様式は自由です)

※3回目の助成を受ける申請の際には、「規約又は会則」が必ず必要となります。

(4) 自由資料：A4用紙2枚（両面使用可）

※活動の補足資料、その他団体のPR資料等があれば、添付することができます。

※提出された応募書類は、返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。

申請様式は、名古屋都市センターのウェブサイトからダウンロードできます。(窓口でも配布)

<http://www.nup.or.jp/nui/human/activity/index.html>

◆応募締切 2019年5月22日(水) 午後5時厳守

受付時間：午前9時～午後5時（午前12時～午後1時除く）

提出場所：名古屋都市センター事務室（金山南ビル13階）

※申請書類は提出前に、メールで送付していただき、内容を確認させていただくことも可能です。

※申請書類の提出は、代表者又は申請内容について説明できる方が、必ず窓口にお越しください。

（軽微な修正の場合は、その場で修正できるように訂正印をお持ちください）

※都市センター職員が申請者に代わり、申請書類を作成、修正することはありません。

3. 選考について

申請書類に基づき、外部有識者で構成された「選考委員会」が書類選考を行い、選考結果を受けて、(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センターが助成を決定します。

◎まちづくり活動助成 選考委員(50音順)

坂本 敏彦（名古屋市住宅都市局まちづくり企画課長）

田中 良知（公益社団法人名古屋青年会議所 監事）

三矢 勝司（特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長）

◎選考にあたって重視する点

選考は、皆さんが生活している身近な地域を、魅力的で住みやすい環境にするために行われる「まちづくり活動」であるかという点を前提とし、以下の視点に沿って行います。

〈審査の視点〉

① 必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域に根ざしたまちづくり活動内容か・自分たちの住んでいる地域を住みよい環境にする活動か・活動の実施にあたって、まちづくり活動助成金が必要な活動か・活動メンバーのみの趣味や仲間づくりではなく、多くの人に理解や共感が得られる活動か
② 実現性	<ul style="list-style-type: none">・活動内容が具体的になっているか・活動内容の資金計画などは妥当か・人員や規模などは妥当か
③ 発展性	<ul style="list-style-type: none">・今後の活動の発展にむけての視点や計画があるか・活動実施後に、地域のまちづくり活動にどのような波及効果を及ぼせるか

4. 結果の通知

選考結果については、名古屋都市センター事務局より、まちづくり活動助成「交付決定通知書」又は「不交付決定通知書」を郵送でお送りします。（発送は、6月中旬頃を予定しています。）

なお、交付が決定した団体については、申請書（個人情報を除く）をウェブサイトで公開します。

5. 活動実施後の「まちづくり活動助成活動実績報告書」の提出

「まちづくり活動助成交付決定通知書」の日付以降で、下記の報告期限までに行われた活動に係った経費が助成の対象となります。（交付決定通知書記載の金額が上限）

活動終了後は速やかに、「まちづくり活動助成活動実績報告書（第5号様式）」を提出してください。

活動及び報告書の提出期限:2020年2月28日(金)

※報告書には、対象経費の根拠となる領収書等が必要です。必ず保管し添付してください。

※報告書の内容、領収書等について事務局で精査したのち、確定した助成額を交付します。

※報告書の様式については、ウェブサイトからダウンロードしてください。

6. 助成金の交付

助成金の交付は、活動実施後の「後払い」となります。

「活動実績報告書」と領収書等の根拠資料を事務局で精査し、交付決定した助成金額を上限に「まちづくり活動助成金確定通知書」で通知いたします。

団体の代表者は通知書を受け取りましたら、「まちづくり活動助成金請求書（第4号様式）」を事務局まで速やかに提出してください。

助成金は、代表者の個人口座または団体名義の口座に後日入金となります。（概ね30日以内）

■助成活動を行うにあたり、守っていただく事柄

活動を行うにあたり、以下の点にご留意ください。

▼年度内に、他の助成金等を受けることはできません

本助成を受ける場合は、団体として、国、県、市、その他外郭団体等、他からの助成金・補助金を受けることはできません。また、受けることが決まっている場合は申請することは出来ません。

▼活動について報告・相談、視察を受けてください

申請書の活動内容から大幅に内容を変更する場合は、必ずご相談ください。

活動について、進捗状況など事務局からも問合せさせていただきます。活動開始前や主たるイベントや活動日が決まりましたらご連絡ください。センター職員が視察させていただきます。

▼活動内容を記録し、提供してください

行った活動内容をセンターのウェブサイトや、ニュースレター等で広報させていただきますので、活動の記録（参加人数、アンケートの声など）とともに写真を撮影しデータをご提供ください。

▼助成を受けた旨を表示し、活動の広報をしっかりとください

作成する、印刷物、チラシ、団体のウェブサイト、SNS 等で「名古屋都市センターまちづくり活動助成」を受けた旨の表示を行い、一般参加可能なイベントなどは幅広くPRしてください。

▼まちづくり活動成果報告会などへの出席と協力

助成を受けた団体は、これから活動を始めたい方や、他団体への参考となるように「まちづくり活動成果報告会」に必ずご参加いただき、活動および成果報告をしていただきます。

また、「まちづくり講座」などセンター主催の事業における、活動事例紹介や団体の活動視察について協力をお願いする場合もあります。

参考 ◆平成 30 年度助成団体

「まちづくり活動成果報告会」の開催のお知らせ

内 容：助成を受けた団体による活動の報告と活動事例の紹介

日 時：2019年4月20日（土） 13時00分～16時30分（時間は予定）

場 所：名古屋都市センター11階 ホール

※申請をお考えの方の参考にもなりますので、是非お越しください。

※発表団体、プログラムの内容等について詳細はウェブサイトをご覧ください

■助成の取り消し

次の場合には、助成決定の一部または全部を取り消し、助成金を返還していただきます。

- (1) 提出された申請書、活動実績報告書、領収書などの内容が虚偽であったとき
- (2) 助成団体が法令などに違反する行為を行ったとき
- (3) 応募できる団体に該当しないと分かったとき
- (4) 期限内に助成の対象となる活動を実施しなかったとき
- (5) 本助成以外に、国、県、市、公的機関など他からの助成金・補助金を受けていたとき

■ その他 助成を受ける団体への支援

◎名古屋都市センターの広報ツールによる団体の情報発信

名古屋都市センターが、みなさまの活動を広報します。

▼名古屋都市センターウェブサイト「まちづくり活動団体一覧」への情報掲載

「まちづくり活動団体一覧」は、まちづくり活動の促進や、活動団体同士の交流を目的として、団体の情報を掲載しています。（助成団体は、事務局で登録させていただきます。）

みなさまの活動の参考になると思いますので、他団体の活動もご覧ください。

<http://www.nup.or.jp/nui/human/group/index.html>

▼名古屋都市センター公式「Facebook ページ」での情報発信

助成活動の告知（チラシ画像の掲載）や、参加者募集をSNSで情報発信が可能です。

▼名古屋都市センターメールマガジン「まち活サポートネット」での情報発信

助成活動の告知（リンク先の記載）や、参加者募集をメールマガジンで情報発信が可能です。

◎名古屋都市センターの施設利用の特典

まちづくり活動を行うための会場として、都市センターの施設が利用できます。

▼名古屋都市センター11階 ホールの使用(1回限り無料)

勉強会、シンポジウム等、申請の活動に限り、ホールを利用することができます。

※ホールの予約状況により、希望する日に利用できない場合があります。

▼名古屋都市センター13階 打合せスペースの使用(無料)

13階の打合せスペース（オープンスペース）が利用できます。

※要事前予約（1回あたり2時間まで）

▼名古屋都市センター14階 貸会議室の使用料減免(有料)

助成を受ける年度に限り、貸会議室の利用料が20%の割引となります。

【上記に関する問合せ先】



まちづくり支援担当
TEL052-678-2214

■応募受付・お問合せ先

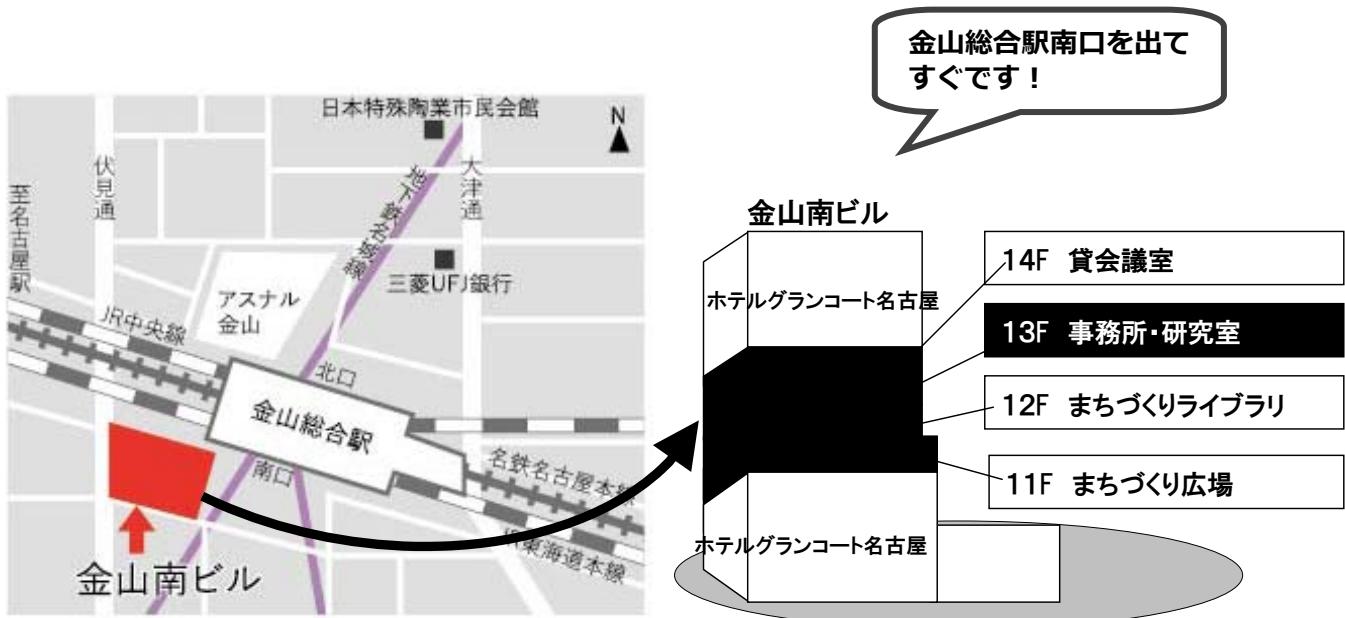
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 調査課 まちづくり支援担当

〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル13階

TEL : 052-678-2214 FAX : 052-678-2209 E-mail : shien@nup.or.jp

ホームページ : <http://www.nup.or.jp/nui/> 受付時間 午前9時～午後5時



◇まちづくり活動助成とは？

名古屋都市センターが創設した制度で、「まちづくり基金」を活用し、まちづくり団体の活動に要する経費を助成するものです。

この基金は、市民が行う地域に根ざしたまちづくり活動を支援する目的で設置されたもので、市民の皆様や企業などからの寄附で成り立っています。